

秦野市土地の埋立て等の規制に関する条例

(平成7年10月6日条例第19号)

改正 平成11年10月8日条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、本市域における、土砂等による土地の埋立て及び盛土並びに切土について必要な規制を行うことにより、良好な自然環境及び生活環境を保全するとともに、災害の発生を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土砂、砂利、岩石等で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。
- (2) 埋立て等 土砂等による土地の埋立て若しくは盛土又は切土をいう。
- (3) 事業主 第5条第1項の規定による許可(以下「埋立て等の許可」という。)を受けて、埋立て等を行う土地の所有者又はその者及びその土地に係る賃借権等の権原により埋立て等を行う者をいう。
- (4) 工事施行者 前号の者との請負契約により埋立て等の工事を請け負った者又はその者の下請負者をいう。

(事業主等の責務)

第3条 埋立て等の許可を受けるため第6条第1項に規定する申請書を市長に提出した者は、市長が必要と認めて行政指導をしたときは、その申請に係る埋立て等の事業及び工事方法の概要等について、周辺住民等に対して周知するように努めなければならない。

2 事業主及び工事施行者は、埋立て等を行い、又はその工事を施行するに当たっては、この条例の目的を理解し、本市が行う諸施策に積極的に協力して、環境の保全及び災害の予防に努めなければならない。

3 事業主及び工事施行者は、埋立て等の工事に伴って周辺住民に対する生活妨害等を生じさせたときは、誠意をもって解決に当たらなければならない。

(所有権等の財産権の尊重)

第4条 市長は、この条例を解釈し、適用するに当たっては、事業主の所有権その他の財産権に対する制限について必要な最小限度を超えないように、常に配慮しなければならない。

(埋立て等の許可)

第5条 何人も、埋立て等を行おうとする場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、市長の許可を受けなければならない。

(1) 埋立て等に係る土地の面積が500平方メートル以上となるもの

(2) 埋立て等に係る土地の面積が300平方メートル以上500平方メートル未満のものうち、その埋立て等に係る土地に隣接する土地において、その埋立て等の工事に着手する日前1年以内に埋立て等が行われ、又は行われている場合であって、その面積との合計が500平方メートル以上となるもの

(3) 埋立て、盛土又は切土の高さが1メートル以上となり、かつ、その埋立て、盛土又は切土に係る土砂等の量が500立方メートル以上となるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する埋立て等については、埋立て等の許可を受けることを要しない。

(1) 他の法令(神奈川県及び本市の条例を含む。)の規定による許可、認可等を受け、又は届出等をして行う埋立て等であって、規則で定めるもの

(2) 国、神奈川県その他公法人が行う埋立て等であって、市長と協議が整ったもの

(3) 災害復旧のために必要な応急処置として行う埋立て等

(4) 次に掲げる条件をすべて満たす埋立て等

ア 埋立て等に係る土地の面積が500平方メートル以上1,000平方メートル未満であること。

イ 埋立て、盛土又は切土の高さが1メートル未満であること。

ウ 埋立て等に係る土地のこう配が、垂直1メートルに対して水平10メートル以上であること。

3 埋立て等の規模が第1項各号のいずれかに該当し、かつ、農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項に規定する農地の転用又は同法第5条第1項に規定する農地等の権利移動に伴って行われる農地等の転用の内容となるときは、それぞれの規定による許可を受け、又は届出を行うとともに、埋立て等の許可を受けなければならない。

4 市長は、埋立て等の許可をするに際して、この条例の目的を実現するために必要と認める負担を付すことができる。

(許可申請の手続)

第6条 埋立て等の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 埋立て等の許可を受けようとする者の氏名又は名称(法人である場合は、代表者の氏名を含む。)及び住所
 - (2) 埋立て等の目的
 - (3) 埋立て等に係る土地の位置
 - (4) 埋立て等に係る土地の面積
 - (5) 埋立て等に係る土砂等の量
 - (6) 埋立て、盛土又は切土の高さ
 - (7) 埋立て等の工事を請け負う者又はその者の下請負者の氏名又は名称(法人である場合は、代表者の氏名を含む。)及び住所
 - (8) 埋立て等の設計
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項に規定する申請書には、埋立て等に係る土地の位置図、登記簿謄本及び規則で定める書類を添付しなければならない。
- 3 埋立て等の許可を受けようとする者について、その土地に係る権原が所有権以外の権利であるときは、その土地の所有者も、その者との共同により申請して埋立て等の許可を受けなければならない。
- 4 第2項に規定する書類のほか、前項の場合における所有権以外の権利については、その権利の存在を証明する契約書等の写しを第1項に規定する申請書に添付しなければならない。ただし、他の適切な方法によりその権利の存在を証明することができるときは、この限りでない。

(許可の基準)

第7条 市長は、埋立て等の許可の申請があった場合において、その申請に係る埋立て等が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その許可をしてはならない。

- (1) 埋立て等に係る土地及びその周辺の土地における自然環境を保全するため、樹木、草花等の植栽、保存等の必要な処置がされていること。
- (2) 埋立て等に係る土地の周辺の地域における生活環境を保全するため、騒音、振動、粉じん、水質汚濁等による環境の悪化の防止について必要な処置がされていること。
- (3) 埋立て等に係る土地及びその周辺の土地に、いっ水、土砂等の流出等が発生しないようにするため、防災上必要な処置がされていること。

(4) 埋立て等の工事に伴う事故を防止するために必要な処置がされていること。

2 前項各号に掲げる基準を適用するために必要な事項は、規則で定める。

(許可又は不許可に係る標準処理期間)

第8条 第6条第1項に規定する申請書が提出されてからその申請に対する許可又は不許可の処分をするまでに通常要すべき標準的な期間は、その申請書が提出された日の翌日から起算して45日を経過する日とする。

(許可又は不許可の通知)

第9条 市長は、埋立て等の許可の申請について、許可又は不許可の処分をするときは、その申請をした者に対して文書により通知しなければならない。この場合において、不許可の処分をするときは、同時に、その処分の理由を明記しなければならない。

(標識の設置)

第10条 事業主は、埋立て等の許可を受けた後その工事が完了するまでの間、その埋立て等に係る土地に規則で定める標識を設置しなければならない。

(工事着手の届出)

第10条の2 事業主は、埋立て等の行為に着手したときは、その日から起算して5日以内に、市長に届け出なければならない。

(土砂等の搬出入計画等)

第10条の3 事業主は、土砂等の搬出入計画を立てたときは、埋立て等の行為に着手する前に土砂等の搬出入計画書を市長に提出しなければならない。

2 事業主は、市長の請求があったときは、速やかに土砂等の搬出入報告書を提出しなければならない。

(変更の許可又は届出)

第11条 事業主は、第6条第1項第3号から第8号までのいずれかに規定する事項を変更しようとするときは、規則で定める事項を記載した変更申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

2 事業主又は工事施行者は、第6条第1項第2号又は第9号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

3 第5条第4項、第7条及び第9条の規定は、第1項の規定による変更許可について準用する。

4 第1項に規定する変更申請書が提出されてからその申請に対する許可又は不許可の処分をするまでに通常要すべき標準的な期間は、その変更申請書が提出された日の翌日から起算して15日を経過する日とする。

5 第1項又は第2項の場合における次条、第13条、第14条、第17条、第18条並びに第18条の2第2項及び第3項の規定の適用については、第1項の規定による変更許可又は第2項の規定による変更届出に係る内容を埋立て等の許可の内容とみなす。

(許可に基づく地位の承継)

第12条 事業主について相続、合併又は営業譲渡(次項において「相続等」という。)があったときは、相続人又は合併後存続し、若しくは合併により設立された法人又は営業譲渡を受けた法人は、その事業主が有していたその許可に基づく地位を承継する。この場合において、その地位を承継した日から起算して10日以内に市長に届け出なければならない。

2 事業主から埋立て等に係る土地の所有権その他その埋立て等を行うことができる権原を取得した者(相続等により取得した者を除く。)は、市長の承認を受けて、その事業主が有していた埋立て等の許可に基づく地位を承継することができる。この場合において、その地位を承継しようとする者は、承継承認申請書に規則で定める書類を添付して、あらかじめ市長に提出しなければならない。

3 前項に規定する承継承認申請書が提出されてからその申請に対する承認又は不承認の処分をするまでに通常要すべき標準的な期間は、その承継承認申請書が提出された日の翌日から起算して15日を経過する日とする。

(中間届出及び検査)

第13条 市長は、必要と認めるときは、事業主に対して、埋立て等の工事の工程がおおむね中間を経過する時期(第6条第1項に規定する申請書に添付された書類、第15条に規定する報告等に基づいて市長が指定する時期をいう。)が到来したときに、その旨を届け出させることができる。

2 事業主は、前項の規定により市長が届出を求めたときは、遅滞なく届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、埋立て等の工事が埋立て等の許可の内容に適合しているかどうかについて、遅滞なく検査しなければならない。この場合において、市長は、その検査による工事の中断の期間が必要な限度を超えないように配慮しなければならない。

(完了届出及び検査)

第14条 事業主は、埋立て等の工事が完了した日から起算して7日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、埋立て等の工事が埋立て等の許可の内容に適合しているかどうかについて、その届出を受けた日の翌日から起算して7日以内に検査しなければならない。

3 市長は、第1項の届出に係る検査を行った場合で、埋立て等の工事が埋立て等の許可の内容に適合していると認めるときは、合格した旨を事業主に対して文書により遅滞なく通知しなければならない。

(埋立て等禁止区域の指定)

第14条の2 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、埋立て等が行われている土地の区域(埋立て等が一団の区域において行われる場合は、その一団の区域。500平方メートル未満のものを除く。)又はその周辺の土地の区域で埋立て等を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる土地の区域を、6か月を超えない範囲で期間を定めて埋立て等を禁止する区域(以下「埋立て等禁止区域」という。)として指定することができる。

2 市長は、埋立て等禁止区域の指定期間が満了する場合において、その指定の理由が消滅していないと認めるときは、前項の規定により埋立て等禁止区域の指定の効力を更新することができる。

3 市長は、第1項の指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公告するものとする。

4 第1項の指定は、前項の公告によってその効力を生じるものとする。

5 市長は、第1項の指定の準備のため必要がある場合においては、その職員に他人の所有し、管理し、又は占有する土地に立ち入らせ、測量させ、又は調査させることができる。

6 市長は、第1項の指定をしたときは、その職員に他人の所有し、管理し、又は占有する土地に立ち入らせ、埋立て等禁止区域であることを明示する処置をとらせることができる。

7 前2項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

8 市長は、第1項の指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を周知させるために必要な処置をとるものとする。

(埋立て等の禁止)

第 14 条の 3 何人も、埋立て等禁止区域に土砂等を搬入し、又は埋立て等を行うことができない。

(埋立て等禁止区域の解除)

第 14 条の 4 市長は、埋立て等禁止区域の指定の理由が消滅したと認めるときは、速やかにその埋立て等禁止区域の指定を解除するものとする。

2 第 14 条の 2 第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の指定の解除について準用する。

(報告の徴収)

第 15 条 市長は、事業主又は工事施行者に対して、この条例の施行のために必要な限度において、埋立て等の工事の状況その他必要と認める事項に関して報告を求めることができる。

2 事業主又は工事施行者は、前項の規定により市長から報告を求められたときは、その日から起算して 5 日以内に報告しなければならない。

(立入調査等)

第 16 条 市長は、埋立て等の許可(変更許可を含む。)を行うか否かのための審査又は第 13 条第 3 項若しくは第 14 条第 2 項に規定する検査のため必要がある場合において、その職員に他人の所有し、管理し、又は占有する土地に立ち入らせ、測量させ、又は調査させることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に埋立て等を行った者(その工事を請け負った者又はその者の下請負者を含む。)の事務所、埋立て等に係る土地その他その業務を行う場所に立ち入らせ、工事その他の行為の状況、施設、必要書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

3 第 14 条の 2 第 7 項の規定は、前 2 項の規定により立入調査又は立入検査をする職員について準用する。

4 第 2 項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(行政指導)

第 17 条 市長は、埋立て等の工事が埋立て等の許可の内容に適合していないと認めるときは、その事業主又は工事施行者に対して、その工事の全部若しくは一部を停止し、又は相当の期限を定めて、その埋立て等の許可の内容に適合させるために必要な処置をとるよう行政指導をすることができる。

2 事業主又は工事施行者は、前項の規定による行政指導があったときは、その行政指導を遵守するように努めなければならない。

(許可の取消し等)

第 18 条 市長は、埋立て等の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により、埋立て等の許可(変更許可を含む。)を受けたとき。

(2) 埋立て等の許可を受けた日から起算して 3 年を経過した日までにその埋立て等に着手しないとき。

(3) 埋立て等の許可に係る埋立て等に着手した日後 1 年以上引き続きその埋立て等を行わないとき。

(4) 第 7 条第 1 項各号に掲げる基準に適合する埋立て等を行わず、又は埋立て等の許可に付した負担を実施しないとき。

(5) 第 11 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して変更したとき。

2 市長は、第 11 条第 1 項の許可を受けた者がその許可を受けた日から起算してその許可に係る変更は 3 年以内に着手せず、又はその許可に係る変更は着手した日後 1 年以上引き続きその変更を中断しているときは、同項の許可を取り消すことができる。

3 市長は、前 2 項の規定により許可を取り消した場合において、その許可取消しに係る埋立て等について、土砂等の崩壊、流出その他災害の発生の防止のための処置をとる必要があると認めるときは、その許可の取消しを受けた者に対し、土砂等の除却その他必要な処置をとるように命じることができる。

4 第 6 条第 3 項に該当する場合、埋立て等に係る土地が共有である場合等の理由により事業主が 2 者以上であり、それらの者に対して前 3 項の規定による処分を行おうとする場合で、住所又は居所の不明な者があるときは、それが明らかな者に対して処分を行うことによりその効力を生じるものとする。この場合において、その処分を受けた者は、その処分の全部について責任を負わなければならない。

(命令)

第 18 条の 2 市長は、埋立て等の許可(変更許可を含む。)を受けずに埋立て等を行った者(その工事を請け負った者又はその者の下請負者を含む。)に対し、その埋立て等その他の行為の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、土砂等の除却その他必要な処置をとるように命じることができる。

- 2 前項の規定は、第7条第1項各号に掲げる基準に適合する埋立て等を行わず、又は埋立て等の許可に付した負担を実施しない者について準用する。
- 3 前条第4項の規定は、前2項の規定による処分を行おうとする場合に準用する。この場合において、前条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と読み替えるものとする。

(判断事実と処分内容との均衡)

第19条 市長は、この条例の規定により埋立て等の許可を取り消し、又は必要な義務を命じようとする場合において、その規定を適用するために判断した事実とその処分の内容との均衡について十分に配慮するとともに、その処分を通知する文書においてその事実を明記しなければならない。

(行政代執行を行う場合の解釈の厳格性の要請)

第20条 市長は、この条例の規定により命じた義務のうち、代替的な作為を内容とするものについて行政代執行法(昭和23年法律第43号)により行政代執行を行おうとする場合において、同法第2条に定める「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」についての解釈を厳格に行うように配慮しなければならない。

(違反事実の公表)

第21条 市長は、第18条第1項から第3項まで又は第18条の2第1項若しくは第2項の規定による埋立て等の許可の取消し等の処分に従わない者があるときは、その氏名又は名称及びその処分の内容を公表することができる。

(廃止届出)

第22条 事業主は、埋立て等の工事を廃止したときは、その廃止した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の届出があった場合において、その届出に係る埋立て等について、土砂等の崩壊、流出その他の災害の発生の防止のための処置をとる必要があると認めるときは、その届出をした者に対し、土砂等の除却その他必要な処置をとるように命じることができる。

(軽易な埋立て等の届出)

第22条の2 次の各号のいずれかに該当する埋立て等を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。ただし、埋立て等の許可を受けることを要するもの及び第5条第2項第1号から第3号までのいずれかに該当する埋立て等を除く。

- (1) 第5条第2項第4号に規定する埋立て等
 - (2) 埋立て等に係る土地の面積が300平方メートル以上500平方メートル未満である埋立て等
- 2 前項の規定による届出をした者(次項において「届出済者」という。)は、その届出をした日から起算して7日を経過した後でなければ、その届出に係る埋立て等を施行してはならない。
- 3 第14条第1項、第17条及び前条の規定は、第1項に規定する届出に係る埋立て等について準用する。この場合において、第14条第1項及び前条中「事業主」とあるのは「届出済者」と、第17条中「許可」とあるのは「届出」と読み替えるものとする。

(委任)

第23条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条第1項又は第11条第1項の規定に違反して埋立て等を行った者
- (2) 第18条の2第1項の命令に違反した者

第25条 第18条第3項、第18条の2第2項において準用する同条第1項又は第22条第2項の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第26条 第14条の3の規定に違反して土砂等を搬入し、又は埋立て等を行った者は、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条の規定に違反して標識を設置しなかった者
- (2) 第15条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第16条第1項又は第2項の規定による立入調査等を拒み、妨げ、忌避し、又は虚偽の答弁をした者

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第2項後段の規定に違反して申請書の提出をせず、又は虚偽の申請書の提出をした者

(2) 第 11 条第 2 項、第 12 条第 1 項後段、第 13 条第 2 項、第 14 条第 1 項、
第 22 条第 1 項又は第 22 条の 2 第 1 項の規定に違反して届出をせず、又
は虚偽の届出をした者

(両罰規定)

第 29 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者
が、その法人又は人の業務又は財産に関して前 5 条の違反行為をしたときは、
行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 7 年 12 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)

2 施行日前において既に工事が着手された埋立て等については、この条例は、
適用しない。

(施行日前に工事が着手された埋立て等の取扱い)

3 市長は、前項の規定によりこの条例が適用されない埋立て等について、こ
の条例の目的を達成するために、埋立て等を行う者と協議して、その同意を
得て必要な措置を採ることができる。

(秦野市環境保全条例の一部改正)

4 秦野市環境保全条例(昭和 48 年秦野市条例第 23 号)の一部を次のように改
正する。

第 48 条中「しようとするとき」を「しようとする場合」に、「または」
を「又は」に、「当該行為者」を「その行為者」に、「講ずるとともに、関
係者の同意を得るものとする」を「講じなければならない」に改める。

附 則(平成 11 年 10 月 8 日条例第 16 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 11 年 12 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従
前の例による。